

緊急通報システムで安心安全を

高齢者世帯や、身体に障がいのある方を対象とした緊急通報システムは、急病など在家中に身の危険を感じた時非常ボタンを押すと、警備会社へ緊急出勤要請、また利用者への安否確認を行います。

■対象者

南部町に住所を有する方で、
○概ね65歳以上のひとり暮らしの高齢者

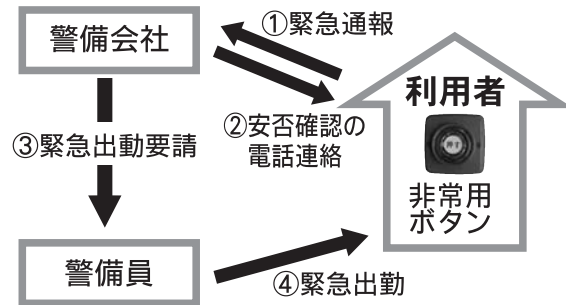
○高齢者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯に属する高齢者

○身体障がい者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯に属する障がい者

■利用料

○緊急通報加入料／非課税世帯は5,250円、課税世帯は10,500円
○月額使用料／997円

■緊急通報システムのしくみ



緊急出勤と並行し

- ③安否確認等の電話連絡
利用者への安否確認
- ④安否確認が出来ない場合
あらかじめ登録された方2名へ通報
- ⑤親族等への対応状況報告

【申請・問い合わせ先】
健康福祉課 ☎66-5524

国民年金からのお知らせ

年金受給権者の死亡後の 手続きについて

年金を受ける権利は、本人が死亡すると無くなりますので、年金を受けている方が亡くなられたときは「年金の死亡届」の提出が必要です。この届出が遅れますと、年金を多く受け取り過ぎて後で返さなければならなることもありますので、ご注意ください。

なお、亡くなられた方がまだ受け取っていない年金があるときは、生計を同じくしていた遺族の方からの請求によって、その年金(未支給年金)が支払われます。
※請求できる遺族の範囲・順位は、年金を受けていた方の死亡当時、その方と生計を同じくしていた配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹です。

国民年金加入中等の方の 死亡手続きについて

■死亡一時金

国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上ある被保険者が、老齢・障害基礎年金のいずれも受けないまま死亡したとき、死亡者と生計を同一にしていた遺族に支給されます。

ただし、その方の死亡により遺族基礎年金を受けられる遺族がいる場合には支給されません。請求できる遺族の範囲・順位は、死亡者の配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹です。

死亡一時金の額は、保険料を納めた月数に応じて決まっています。(120,000円～320,000円)
なお付加保険料を納めた期間が36月以上ある場合は、さらに8,500円が加算されます。

■遺族基礎年金

遺族基礎年金は、次のいずれかの方が亡くなられたときに、その方によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に支給されます。

- ①国民年金の被保険者
- ②国民年金の被保険者であった方で、日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の方
- ③老齢基礎年金の受給権者、または受給資格期間を満たしている方

※納付要件等によっては該当にならない場合もあります。

【問い合わせ先】

- 米子年金事務所
☎34・6111
- 町民生活課(天萬庁舎内)
☎64・3781

